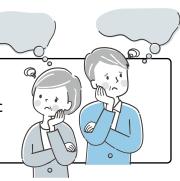
## おもっしゃだより

# 多見制度の 袋知ってのま

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分ではない人が安 心して自分らしい生活を送ることができるよう、その人の権利や財産を守る制度です。

## **■このような人が利用しています**

- ・認知症の父親名義の通帳のお金を入院費用に充てたいが、 「本人の同意がないと引き出せない」と言われてしまった
- ・認知症で一人暮らしの母を悪質商法から守りたい



### |成年後見制度は、判断能力に応じて利用する制度が違います



①判断能力が不十分になったら… 「法定後見制度」

後見	多くの手続きや金銭の管理、契約などを全面的にサポートします。
補佐	重要な手続きや契約などを一緒に行います。
補助	本人だけでは難しい手続きをお手伝いします。

#### ②判断能力が不十分になる前に…「任意後見制度」

判断能力があるうちに任意後見人を選んでおき、判断能力が低下し た時に任意後見人がサポートします。

### 成年後見人などができること・できないこと



#### ~できること~

- ○必要な福祉・介護サービスの手続きや契約
- ○保険料や税金、医療費の支払いや不動産、 預貯金などの財産の管理
- ○わからずにした契約の取り消し
- ○郵便物や書類の確認
- ○入院や施設入所などの手続き
- ○定期的な訪問や本人の状況確認

#### ~できないこと~

- ○調理や掃除などの家事援助
- ○日用品の買い物やおむつ交換などの実際の 介護
- ○養子縁組の手続きや結婚・離婚届の提出
- ○毎日のように来てもらうことや話し相手に なってもらうこと
- ○医療行為への同意や身元保証

問い合わせ先 地域包括支援課 ☎75-6033